

OLIS 2010 Spring 講義レポート

6月17日（木）

「生命保険に関する規制」（生命保険協会 藤下直人氏）

講師は、消費者保護の観点から、金融システム改革や消費者行政の変化を交えながら、保険業法、消費者契約法、金融商品販売法、金融商品取引法、保険法等の生命保険に関する規制について話された。

保険業法について、保険監督法と保険会社の会社法としての側面を持つこと、主な規制項目、1995年の全面改正とその背景等について説明された。2005年に出された監督指針に明記された重要事項と消費者のニーズにあった商品を提供するための意向確認書を取り上げ、重要事項について、商品が複雑化したため情報量が多く、顧客がなかなか理解できなくなっていると指摘された。

新しい金融に対応するための横断的で幅広い法律である金融商品取引法について、具体的な規制を、また、100年ぶりに改正され、今年4月から施行された保険法について、主な改正内容を説明された。

参加者から、生損保兼業、外国保険会社の参入規制、生保協会の役割等について質問があった。生損保兼業については、参入は子会社方式だが、生保会社も代理店として損害保険を販売することができることを話された。